平成２２年（フ）第８７号
愛媛県四国中央市川之江町2275番地の２
破産者　石村　光雄
１　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
２　一般調査期日　平成23年２月21日午前10時30分
平成22年11月２日　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６８号
秋田県仙北市角館町川原館下７番地１
破産者　戸澤和喜子
１　破産債権の届出期間　平成22年12月７日まで
２　一般調査期日　平成23年１月20日午前10時30分
平成22年11月２日　秋田地方裁判所大曲支部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第５２号
大分県杵築市大字中1347番地１
破産者　株式会社中央建設
特別調査期日　平成22年12月１日午後２時30分
平成22年11月１日
大分地方裁判所杵築支部破産係

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第１１００９号
東京都台東区根岸４丁目18―８―601
破産者　古谷　正気
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午後４時
平成22年11月１日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第５８５号
宮崎市高千穂通１丁目４番30号
破産者　志多商事株式会社
異議申述期間　平成23年１月４日まで
平成22年11月２日　宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３１３号
宮崎県都城市都原町28番地４
破産者　上野　敏誠
異議申述期間　平成23年１月４日まで
平成22年11月２日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０９７号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社美伊豆コーポレーション
代表清算人　平出　賢一
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２１００号
東京都渋谷区神宮前５丁目52番２号
清算株式会社　株式会社ガブパートナーズ
代表清算人　加藤　康二
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２１０３号
東京都墨田区太平４丁目１番３号
清算株式会社　株式会社ソルス
代表清算人　清水　光男
１　決定年月日　平成22年10月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０６１号
東京都港区三田１丁目４番28号
清算株式会社　川根部品株式会社
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０７２号
東京都港区東新橋１丁目１番16号
清算株式会社　株式会社エトリーム
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０７６号
東京都千代田区丸の内２丁目７番３号東京ビルディング
清算株式会社　株式会社カーブロス
１　決定年月日　平成22年10月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続開始

平成２２年（ミ）第１２号
東京都新宿区西新宿８丁目15番１号
更生会社　株式会社武富士
代表者代表取締役　吉田　純一
１　決定年月日時　平成22年10月31日午前10時
２　主文　株式会社武富士について更生手続を開始する。
３　管財人　小畑　英一
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成23年２月28日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年５月２日から平成23年５月13日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年７月８日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年７月15日まで
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第２号
群馬県前橋市下小出町２丁目24番地15
再生債務者　ニットー開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県前橋市大友町１丁目３―２東和ビル３階　小磯正康法律事務所　弁護士　小磯　正康
平成22年11月１日　前橋地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２２年（再）第５３号
宮城県伊具郡丸森町字上滝西48番地77
再生債務者　後藤　千鶴
主文　平成22年４月２日にした監督命令を取り消す。
平成22年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第１０７号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号新宿アイランドタワー５階508号室
再生債務者　医療法人社団萌永会
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月４日から平成23年１月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第８０号
岩手県花巻市二枚橋第５地割６番地38
再生債務者　東北デバイス株式会社
特別調査期間　平成22年12月２日から平成22年12月３日まで
平成22年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第７６号
東京都新宿区百人町１丁目13番５号
再生債務者　株式会社ミツワ紙工所
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　26万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
３　減少する資本金の額　3000万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日
５　募集株式の数　1000株
６　募集株式の払込金額　１株あたり５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から２か月以内
８　増加する資本金の額　5000万円
平成22年10月27日
東京地方裁判所民事第20部